

屋外広告物

許可

変更許可

継続許可

申請

新たに設置する場合は「許可」
表示内容等を変える場合は「変更許可」
許可の更新の場合は「継続許可」

(宛先)
大津市長

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地)
申請者 住所 〒520-0000
滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇ビル 本館 3階
ふりがな おおつ おおつ たろう
氏 名 株式会社大津 代表取締役 大津 太郎

「許可」は第10条第1項を、
「変更許可」は第16条第1項を、
「継続許可」は第16条第2項を囲んでください

連絡先 電話番号 077-528-2956
メールアドレス otsu1303@city.otsu.lg.jp

メールアドレスをお持ちでない、または不明であれば記載不要です。

大津市屋外広告物条例

第10条第1項

第16条第1項・第16条第2項

の規定により、次のとおり申請します。

1 屋外広告物の種類

(○)自家用 ()非自家用 (案内図板規制・相互間距離規制・規制なし)

番号	表示内容	種類	地上高	縦	横	面数	表示面積	個数	備考
1	大津ステーション	屋上	6m	2m	2m	4面	16㎡	1個	
2	ガソリン〇〇円 ハイオク〇〇円 軽油〇〇円 セルフ	野立	10m	1m 1m 1m	2m 2m 2m	2面 2面 2面	12㎡	2個	「セルフ」は危険物の規制に関する規則第28条の2の5第1項
3	スーパータイヤ取扱店	突出	3m	3m	0.5m	2面	3㎡	1個	
4	大津ステーション	壁面	3m	1m	5m	1面	5㎡	2個	
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※広告物が10を超える場合は、広告物一覧表を別紙にて添付してください。

※裏面にも記載事項があります。

2表示期間	年 月 日～ 年 月 日 (年・ 月間)		
3表示場所	大津市 〇〇町〇丁目〇番〇号		
4条例上の地域区分等	☐ 禁止地域 ☒ 許可地域 (第1種・第2種・第3種) ☐ 景観保全型広告整備地区 (地区) ☐ 眺望景観保全地域 (地域) ☐ 指定沿道及び沿線地域 (鉄道・新幹線・指定・高速自動車道) ☐ 風致地区 () ☐ 物群保存地区 () 歴史的風土保存地区 () 歴史的風土特別保存地区		
市ホームページの「MyTown おおつ」で屋外広告物規制図を確認してください			
5建築基準法による工作物の確認	☐ 不要 ☐ 申請済 ☒ 当課へ申請後に申請予定 ☐ 未申請	6道路法による道路占用許可	☐ 申請中 ☐ 未申請
7条例第8条第1項第1号(法令の規定により表示する広告物)に該当するか	該当する ・ 該当しない ※該当する場合は、規定されている法律名及び条項を、該当する広告物の備考欄に記入すること。		
8規則第5条(条例第8条第5項に規定する市長が別に定める公共的団体)に該当するか	該当しない 規則第5条 第1項・第2項・第3項・第4項 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業名 		
9管理者	住所氏名連絡先	〒 520-0000 滋賀県大津市 〇〇町〇丁目〇番△号 株式会社 〇〇広告 広告 太郎 電話番号 077-520-2770 メールアドレス otsu0000@city.otsu.lg.jp	
4m超えの工作物がある場合は右記のいずれかの資格が必要です。(証明する書類の写しの添付が必要)	所持する資格	☒ 屋外広告士 ☐ 講習会修了者 ☐ 職業訓練指導員免許所持者 ☐ 技能検定合格者 ☐ 職業訓練修了者 ☐ 資格なし	
10工事施行者	住所氏名連絡先	〒 管理者と同じ	
	本市における屋外広告業の登録番号	大津市屋外広告登録第 9999 号	
	登録有効期間	R12年 12月 27日 まで有効	
11前回の許可番号等	許可番号	大津市指令 第 号	
新規の許可申請にあつては、必要はあり。	表示期間	年 月 日～ 年 月 日 (年・ 月間)	
広告物を設置する業者は、大津市の屋外広告業の登録を受けている必要があります。本市で登録されている業者はホームページに掲載しています	屋 第 号	年 月 日	
変更許可・継続許可の場合は、前回の許可番号及び表示期間を記入してください。			

許可・変更許可の場合は、空白にしてください。
継続許可の場合は、前回の許可期間の続きを記入してください。

メールアドレスをお持ちでない、または不明であれば記載不要です。

変更許可・継続許可の場合は、前回の許可番号及び表示期間を記入してください。

表示を大津市屋外広告物条例の規定により、別紙のとおり条件を付して許可します。